

正義と論理——正義推論における演繹的方法の役割

吉野 一

- 一 はじめに
- 二 演繹主義的正義推論の推論構造
- 三 論理的・演繹的方法
- 四 検討——論理分析と批判
- 五 正義推論における演繹的方法の役割
- 六 むすび

一 はじめに

本稿の目的は、正義をめぐる推論において論理的・演繹的方法の果たす役割を明らかにすることにある。

「正義」は、哲学の中心問題である。しかし、「正義とは何か」をめぐるこれまでの古代ギリシア以来二千五百年のさまざまな探究は、H・ケルゼンの指摘したように、いまだ満足すべき確定した解答に到達していないようである⁽¹⁾。なぜであろうか。正義に関して法哲学は何をなしているのだろうか。現代の極端な価値情緒主義者A・J・ニイヤーは、「君があつた金を盗んだとは悪いことをしたものだ」ということは、「君があつた金を盗んだ」という言葉に特別の感嘆符をつけ加えて書いたのと同じであり、倫理的言明は単なる情緒の表現にすぎず、「価値の問題について論じ

ることは不可能である」と結論づけている。仮にこのような見解が極端であるとしても、価値判断の主観的性格という価値情緒(あるいは主観)説の基本的テーゼは、否定できないものではあるまいか⁽²⁾。この立場からみると、価値の客観的認識は不可能であるから、「正義とは何か」をめぐる諸探究が満足な確定した解答をもたらしえなかったことは、至極当然のことである。しかし、法哲学が正義に関する合理的論議や探究を断念してしまうことは、適切でなからう。これまでの正義の諸探究がかならずしも実り豊かなものでなかったとしたら、その方法的基盤が適切でなかった、ということもその原因として考えられる。したがって、法哲学は、価値主観主義的立場を承認するとしても、正義理論に関する方法的課題は、学問的に為しうるし、また為されなければならない。その重要な部分を構成するのが、正義理論における推論の形式的構造の分析である⁽³⁾。ニイヤー自身が、なんらかの価値の体系が前提されている場合には、道徳問題に関する推論や論証が可能であることを認めていることに注目したい。法の領域においても、正義をめぐる推論や論証が存在する。個々の法規範や法的判断を正当化したり、あるいは、そのための諸基準を導出する推論が、存在してきた。ここでは便宜上この種の推論を一括して正義推論と呼ぶことにする。法哲学は、この推論を学問的に扱い、対象とすることはできる。すなわち、正義理論の諸推論方法を分析し、誤りを避けた、より健全な探究や論議の可能性を追求していくことができるのである。本稿は、この課題について一つの考察を試みるものである。

ここで、以下の考察が取り扱う正義の概念を限定しておくことにする。正義概念は極めて多義的であるからである⁽⁴⁾。法哲学の固有な対象となるべきは、法自体の正義、すなわち、実定法の正・不正を評価する基準としての正義、G・ラードブルフの言葉を借りれば、「実定法を測る正義」である⁽⁵⁾。本稿の対象はこの意味の正義に限定される。

このような正義の基準を示す方法としては、概念が外延と内包の両側面を有することのヨーロッパとして、原理的には、外延的および内包的の二つのアプローチが考えられる。前者は、諸「正しい規範」を列挙することによって、後者は、諸「正しい規範」の有すべき属性を記述することによって、それぞれ正義の基準を示す方法である⁽⁶⁾。この区

別に対応して、正義推論も、外延的および内包的アプローチの二つのタイプに分れうる⁽¹¹⁾。本稿の対象は前者に限定される。外延的アプローチの正義推論においては、「正しい」と判断され承認された規範——これは正義判断(命題)でもありうる——から妥当な推論によって導出された諸規範もまた、同様に「正しく」、所与の法規範を評価する基準となりうるから、これらの規範あるいは正義判断(命題)を導出し、その体系を構成する過程が、本稿で分析すべき正義推論ということになる。

正義推論は、法の領域におけるすべての推論と同様に、相互に密接に結びついている次の二つの契機からなりたっていると思われる。すなわち、形式的・論理的推論の契機と非形式的、I・タンメモの用語を用いれば、探索的推論の契機とである⁽¹²⁾。法哲学は、前者を論理的方法によって、後者を「探索論(Zealeit)」⁽¹³⁾的方法によって取り扱うことができる。この場合、所与の推論の非形式的側面は形式的側面を明らかにすることによって反射的に明らかになるという関係にあるから、形式的側面を分析することがまず要求されると言えよう。その分析は、まず、論理の正義推論において果たす役割、すなわち、論理はこの推論においていかなる意味において、いかなる形において、いかなる範囲においてその役割を演じうるか、に向けられねばならない。この場合、論理は「形式的演繹体系」としての論理を意味する⁽¹⁴⁾。したがって、本稿の問題は、次のような形で問うことができる。「正義推論において演繹的方法はいかなる役割を演じるか」。

一般に、演繹的推論は「一般から特殊への推論⁽¹⁵⁾」と言われる。この意味で、これまでの多くの正義推論は、演繹的色彩をもった推論構造を有しているといえよう。それは、正義の原理をいわば正義概念の定義として示すことが試みられた場合——前述の内包的アプローチにおいても、正義の諸規範(の体系)を提示することが試みられた場合——前述の外延的アプローチ——においてもそうである。いずれの場合においても、正義の普遍的原理がまず提示され、そこから出発して、より特殊の具体的規範ないし判断が導出される推論構造が存在する。このような方向での、いわ

ば上から下へと正当化しうる演繹主義の体系を求めて、さまざまな探究——以下この種の理論および推論を演繹主義的理論および推論と呼ぶ——がなされてきたと言える⁽¹⁶⁾。もし、演繹的方法が正義推論において役割を演じうるとするならば、それは右のような場合においてであろうか。法の領域における——近世の自然法論や概念法学に代表される——このような演繹主義的理論に対しては、既に多くの厳しい批判がなされてきている。しかし、ともすれば、論理的・演繹的であるということが、あるいは、論理的・演繹的にすぎるということが、批難の罪状となっている。しかし、論理的であること自体は、決して批判されるべきでない⁽¹⁷⁾。批判は、かえって、その種の理論の推論構造が演繹的でない点に、つまり、論理の過度ではなく論理の欠除に、向けらるべきではないであろうか。それらは、演繹的方法のふりをするが、厳密に分析すれば、実は演繹的でない、すなわち、擬似演繹的な推論方法である、と私には思われるのである。しかし、そもそも論理によって正義判断の演繹的体系を構築することが可能であろうか。価値判断の主観性を承認しつつ、なお価値に関する学問的取り扱いとして、法的諸価値判断の諸合理的体系化という法哲学の課題が成立することを主張したのは、G・ラードブルフであった⁽¹⁸⁾。十分な論理的方法を持ち合わせていなかったために、単にプログラミング的に示されたにすぎない彼の構想は、詳細精密な演繹計算の体系を提供しうる記号論理としての現代論理の適用によって現実の展開をみるであろうか。しかし、私は、諸正義判断の演繹的体系化の方向で論理の果しうる役割は極めて小さく、論理は、かえってこのような課題自体の限界を示しうるように思われる。

それゆえ、私は、本稿において、第一に、演繹的体系を求めた従来の演繹主義的正義理論の用いる推論の擬似演繹的性格を明らかにし、正義理論における演繹主義的アプローチの限界を示すことにする。そして、それに基づいて、第二に、正義推論において真の意味において演繹的方法の果しうる役割を示すことにしたいと思う。

これらを明らかにするためには、まず、擬似演繹的であると、批判されるべき演繹主義的理論の推論構造の特徴を分析する必要がある(第二節)。次に、真の意味における演繹的方法とは何か、その性格と機能が示されねばならない(第

- (1) Cf. Hans Kelsen, *What is Justice?*, Berkeley - Los Angeles - London 1957, I. 頁略註「法倫理學」三九卷一・二・三各にヤ○頁參照。
- (2) A. J. Ayer, *Language, Truth and Logic*, (London 1936) 2ed. 1946, 197. 吉田寛彦訳『言語・真理・価値』(一九五五年) 一三〇頁參照。
- (3) Cf. *Ibid.*, 1971. 吉田寛前掲 二三頁參照。
- (4) *Ibid.*, 110. 前掲 二三頁。
- (5) 倫理的言明は、事實に関する言明に還元できず、したがって、なんらかの意味で事実との対応によって真偽を問主観的に吟味することができないからである。この点では、さまざまな現代の価値主観説も共通の基盤に立っている。筆者もこの基盤に立脚する。しかし、倫理的言明は、ニヤーの言うような単なる情緒の表現にとどまらず、それ以上のもの、すなわち、後述のように、一つの判断(価値判断)——もちろん真理性を帰することはできないが——でありうる、と筆者は考える。この関連で、価値批判主義の新カント派(リッケルト・ラスカ等)の価値判断論もなお参考になりうるのではあるまいか。現代の価値主観説の概要については、参照：岩崎純一『新法哲学字彙論』二九三—三〇七頁、ならびに、C. J. Watonick, *Contemporary Moral Philosophy*, 1967, 18-29.
- (6) 正義理論の方法論的分析は、現代形勢論の分類に従って、構文論(syntactic)*、意味論(semantic)*、および語用論(pragmatic)の三つに分けられ、観点からなされうが、と筆者は考へる。推論の形式的構造の分析は、右の構文論の課題である。
- (7) Cf. A. J. Ayer, *op. cit.*, III. 吉田寛前掲 二三頁參照。
- (8) あることが「正しい」と言われる場合、人の人格の正しさが問題にされる場合と行為の正しさが問題にされる場合とがある。二つから、正義概念は、ラードブルフの用語法に従えば、「主観的意味の正義」と「客観的正義」(Cf. G. Radbruch, *Rechtsphilosophie*, 124. 田中訳『法哲学』一四八頁參照)とに分けうる。前者は倫理学的の概念に、後者は義務論に帰属する。法の領域では後者が問題になるが、評面の基準として法が機能しうるから、「規定法によって測られる正義」(道法的正義——H. ケルゼンやA. ロスの正義概念——)の概念も存在する。最後に、この法自体を評価するときの基準としての正義の概念——本稿の正義概念——も存在する。

- (9) Cf. G. Radbruch, *ibid.*, 125. 田中訳前掲一四八頁参照。なお、この正義については、参照、穂垣良典「正義の『対称性』について」『法政学報』(一九六六年)四三頁、同「法的正義の理論」(一九七二年)三頁注(4)。
- (10) 正義の基準を示すこの二つの方法の区別は、筆者が、碧海教授の「外延的定義」と「内包的定義」の区別から示唆されて思いついたものである。参照、碧海純一前掲六三—六四頁。
- (11) これまでの数多くの正義理論は、この二タイプの区別の観点から分析整理して理解することができると思われる。正義の基準が「……すべてである」という規範の形で導出することが試みられた理論、たとえば自然法論(後述のフーエンデルフのところに参照)やカントの定言命法……をきめて抽象的ではあるが——などは、外延的タイプに、正義の基準が「正義とは……である」という、いわば定義の形で示されることが試みられた理論、例えば「正義は平等である」とするフリストルマンの理論(Cf. *Ethica Nicomachea recogn.*, V, 3 (1131a)). 高田晃「ノットス倫理学」(一九九頁以下参照)、立法および道德の原理として「最大多数の最大幸福」をたてしめるベナム(Cf. Bentham, *Theory of Legislation* (Hildreth's transl., Sed. 1867), 3) など、内包的タイプに属するものにならうかと思われる。なお、この二タイプの区別の意味や、なぜこの諸正義理論の分析整理の試みが、稿を改めなければならないかについては、
- (12) Cf. Tammelo, *Rechtstheorie und materielle Gerechtigkeit*, 1971, 43ff. など。平良・吉野「法哲学の基礎的な課題と方法」『法哲学研究』第四五巻第七号九頁参照。
- (13) Cf. Tammelo, *ibid.*, 43. この方法が、ノットス(Th. Viehweg, *Topik und Jurisprudenz*, 3. Aufl. 1965) やカント(Th. (Topik) *Metaphysik* (Ch. Perelman, *The Idea of Justice and the Problem of Argument*, London 1963.) の論争(Argumentation)の理論を包含する。
- (14) 平良・吉野「前掲二頁」。
- (15) 坂本百八・坂井秀寿「新版現代論理学」(一九七〇年)三〇頁参照。
- (16) 前掲二頁。
- (17) 普遍的な正義概念の定義から個々の具体的行為、秩序、規範等の評価へと接近しようと考えること自体演繹主義的である。また近世の自然法論が自然法の根本原則から諸規範を導出する演繹主義的体系の構築を試みたことは周知のとおりである。カントも、定言命法からより具体的内容をもった導則を導出している点は、演繹主義的であるといえるのではあるまいか。
- (18) この関連で、参照、矢野光国「判例法と法的推論」『法哲学年報』(一九七一年)一七三頁。
- (19) Cf. G. Radbruch, *op. cit.*, 97-105. 田中訳前掲一三—一二三頁参照。なお、後述第三節参照。

二 演繹主義的正義理論の推論構造

これまで存在してきた多くの正義理論が、本稿で批判されるべき演繹主義的推論構造を有していたと思われる。しかし、それらすべてを取り扱うことは、紙数の上からも筆者の能力の点からも不可能である。ここでは、二人の理論、すなわち、サムエル・ブーフエンドルフの自然法論とグスタフ・ラーダブルの法価値論とを、とくに例示的に取り上げ、その範囲で、この種の理論の演繹主義的傾向とその推論構造の特徴を示すことにする。⁽¹⁾

(一) ブーフエンドルフは、人間の本性を「社交性」にみとめ、この本性から次のような自然法の根本原則を定立する。「各人は、その能力に応じて、他人に対する平和的な、人間の本性と目的にかなった社会関係を維持し保護すべきである」⁽²⁾。これは、極めて一般的、したがってまた、極めて抽象的な規範である。しかし、彼は、この最高位の最も一般的な自然法は、すべてのより特殊な諸自然法を包含しており、そしてそこから後者が容易かつ明確な推論によって導出(演繹)され、またそこへと還元される、と考えている。⁽³⁾そこで、彼は、この極めて一般的かつ抽象的な根本原則(これをPとする——以下同様)から出発して、第一に人の自己自身に対する行為に関する自然法規範(Q)と、第二に他人に対する行為に関する自然法規範(R)とに、さらに後者を絶対的規範(S)と、人の意思にその存否が依存する仮言的規範(T)とに分化して、より特殊な具体的な自然法の諸規範を導出していくのである。⁽⁴⁾かくしてPからSへの導出として、例えば、彼は次のような自然法規範を導出する。「何人も他人を害すべきでない。しかし、他人を害したならば、その者はその損害を賠償すべきである」⁽⁵⁾(S₁)。さらに、彼はこの規範から次の規範を導出する。「各人は、なんらかの仕方では害を加えられたならば、加害者をして、彼がでる範囲で、その損害を賠償する責に帰することができる」⁽⁶⁾(S₂)。このようにして、ブーフエンドルフは、自然法の根本原則から出発して、遂次、個人の諸權利と義務とを導出し、そこからさらに、共同体の法(婚姻、家族、家)を超えて、国家および国際法へのほって

くという仕方では、民法、刑法、国家法および国際法の法原則を一つの統一へと包括し、諸法原則の体系構成をおこなったのである。⁽¹¹⁾

右に見たような、究極の一つの根本原則から、すべてのより特殊な規範を導出し、あるいは、後者を前者に還元するブーフエンドルフの体系構成の試みは、まさに演繹主義的であると言えよう。このような演繹主義的な試みは、古くはプラトンにまで遡る、数学や幾何学の演繹体系のもつ明晰、自明および理論整然性への憧憬がもたらしたところの、正義を数学と類比せんとする思考傾向の一つの顕われとして理解できるが、直接的には、E・ワイゲルを通して受けたデカルトの影響を頭わするものでもあらう。⁽¹²⁾この意味では、彼は「倫理的カルテジアン」⁽¹³⁾であると言えよう。しかし、はたしてブーフエンドルフが試みたような体系が、真の意味において演繹体系として成立しうるか。右に例示された彼の自然法の諸規範の導出過程を見れば、P→S₁→S₂の導出で明らかのように、導出の基礎となっている規範は導出された規範に比べてより一般的抽象的であり、後者は前者に比べてより特殊な具体的であると言える。この推論構造の特徴は、まさに、より一般的抽象的規範から、より特殊な具体的規範を導出する点にある。しかし、はたして、この推論関係が厳密に演繹的關係として成立しうるか、これが問題である。

(二) 近世の自然法論の方法二元論上の誤謬を批判し、その誤謬を避けながら自己の正義論を展開した価値相対主義者G・ラーダブルも、演繹主義的体系構成の可能性を結果的には承認している。すなわち、彼は、純粹の価値判断の体系として、しかも仮説的な体系としてではあるが、法的な正義判断の演繹的体系を構築することが、法哲学の課題として可能であることを主張している。彼によれば、「法的価値判断を……その究極の世界観的諸前提に至るまで明らかにしていくこともまた、法哲学の課題であり」⁽¹⁴⁾、法哲学は、「およそ考えることのできる究極の諸前提と、それとともに法的な価値判断の出発点とを体系的に展開する可能性」⁽¹⁵⁾を有するのである。

このような演繹主義的体系化が可能となるためには、より一般的抽象的価値判断命題と、より特殊な具体的価値判

断命題との間の、論理的演繹の正当化の關係が成立しなければならぬ。彼はこれを当然のこととして承認している。すなわち、彼自身次のように明言している。「當為命題は他の當為命題によってのみ理由づけられ立証されることができ、⁽¹⁷⁾」のであり、「特定の法的な當為目標を是認するときは……論理必然的にこれと結合しているより、一般的価値判断をも拒否することはできない⁽¹⁸⁾」(傍点は筆者による)と。このように考えることによって、彼においては、法哲学は、学的作業として、個々の具体的法的価値判断から出発して、それを正当化するより一般的な価値判断へと、最後には究極の世界觀的前提に至るまで論理的脈絡を追求することができるとわけである。もちろん、価値相對主義者ラードブルフは普遍妥当の唯一絶対的な価値判断の演繹の体系を構想しているのではない。彼によれば、究極の當為命題自体は、「立証不可能であり、公理のようなもので認識することができない⁽¹⁹⁾」のである。しかし、それを公理のように任意的に仮定するならば、そのかぎりにおいて、公理として仮定された究極の世界觀的前提から出発して個々の具体的法的価値判断に至る演繹の公理的な諸体系の構成が、原理的に可能とされているのである。もし、これが本當に可能であるならば、法哲学は価値に關して學問的に実に大きなことを為しうることにならう。しかし、果してこれは可能であるか、これが問われねばならない。このような演繹の公理的体系が成立するためには、前述のより一般的抽象的な価値命題とより特殊の具体的な価値命題間の演繹關係が成立することが承認されなければならない。その点で、彼の体系も彼の批判した近世の自然法論と同一の特徴をもつ推論を前提にしている、と言いうる。⁽²⁰⁾

正義推論における演繹の方法の役割を明らかにする際には、まさに、このような推論関係が、正義推論において厳密に演繹的方法として可能であるか否か、もし可能とすれば、どの範囲であるかが、吟味検討されるべきであらう。

(1) この二者をとりあげるのは、前者は、演繹主義的体系化の点で後の法思考、とりわけ近代の自然法論、人権思想、そして実定法学の方法に大きな影響を与えている理論であり(Cf. Hans Welzel, *Naturrecht und materielle Gerechtigkeit*, Göttingen 1951, 4 Aufl. 1962, 140 u. 142 f.) 後者は、法哲学の理論的課題と法的諸価値判断の体系化において理論であり、価値主義的見解が支配的な現代においても、なお注目すべき位置を占めているからである。

- (2) "Cultibet homini, quantum in se, calendam et conservandum esse pacificam aduersus alios societatem, iudati et scopo generis humani in uniuersum congruentem," Samuel Pufendorf, *De iure naturae et gentium libri octo*, Lund 1672, Amstelodam Aufl. 1688, (2. Ill. 15) 143. Cf. Translation in English by C. H. Oldfather & W. A. Oldfather, 208.
- (3) Cf. S. Pufendorf, *Eris scandinavica*, 1686, 221 f.; Horst Denzer, *Moralphilosophie und Naturrecht bei Samuel Pufendorf*, München 1972, 289; H. Welzel, *Naturrechtlehre Samuel Pufendorfs*, Berlin 1958, 51.
- (4) Cf. S. Pufendorf, *De jure naturae et gentium libri octo*, Amstelodam Aufl. 1688, (2. Ill. 24) 158; Translation in English by C. H. Oldfather & W. A. Oldfather, 313. なお、この句に由来して、技術の発展は「文化」(Translation, 231-309)と見入ることも多いが、ここでは「文化」として同書第三巻一節四段(Translation, 313-836)で、「その展開は必要である」と述べられている。
- (5) S. Pufendorf, *ibid.* (3. l. 1) 213; cf. Translation, 313.
- (6) *Ibid.*, (3. l. 2) 213; cf. Translation, 314.
- (7) *Ibid.*, *libri* 3-5; cf. Translation, 313-836.
- (8) *Ibid.*, *libri* 6; cf. Translation, 839-946.
- (9) *Ibid.*, *libri* 7-8; cf. Translation, 949-1291.
- (10) *Ibid.*, *libri* 8, Kap. VI-IX; cf. Translation, 1292-1341.
- (11) Cf. H. Welzel, *Naturrecht und materielle Gerechtigkeit*, 140; *id.*, *Die Naturrechtlehre Samuel Pufendorfs*, 51 f.
- (12) Cf. A. P. d'Entrèves, *Natural Law. An Introduction to Legal Philosophy*, 1951. この用語は『エントリヴェスによる自然法』の「数学的・幾何的方法をとりよつた人間の科学的認識の模倣」として用いられる。『エントリヴェスの法律哲学』(参照：P. M. Hart, *The Language of Moral*, London 1952, 1970, 39.) など教授(教団)の模倣(17)との混同は、よくあることである。(参照：H. Denzer, *op. cit.*, 284-288.
- (13) この点については、エントリヴェスの著述に引く「エントリヴェスによつて論議される」参照：H. Denzer, *op. cit.*, 284-288.
- (14) この点については、エントリヴェスの著述に引く「エントリヴェスによつて論議される」参照：H. Denzer, *op. cit.*, 284-288.
- (15) Gustav Radbruch, *Rechtsphilosophie*, 6 Aufl. Stuttgart 1963, 101. 田中將次郎訳「法学雑誌」(東京大学出版会)一一二頁(参照)。
- (16) *Ibid.*, 101. 田中將次郎訳一一二頁。
- (17) *Ibid.*, 100. 田中將次郎訳一一二頁。
- (18) *Ibid.*, 101. 田中將次郎訳一一二頁。
- (19) *Ibid.*, 116. 田中將次郎訳一〇〇頁。

(20) 結局、少数の法的価値判断(または規範)命題から、豊富かつ多様な人間の社会生活の具体的基準となるような法的価値判断(または規範)命題を導出し、あるいは、後者を前者に還元しようように見える体系を構築しようとするれば、必然的に前者はより一般的抽象的な言明とならざるを得ない。なお本稿で、リードブルフのこの種の体系構想に關して言えることは、マックス・ウェーバーに關しても言えるのではないかとと思われるが、ここではそこまで論及することができない。

三 論理的・演繹的方法

(一) 演繹の性質と機能

I・ユビエの示すところによれば、私たちのすべての知識は命題の形で定式化されるが、科学の理論においては命題間の演繹可能性は必要不可欠である⁽¹⁾。そして、科学の一つの理想は、できるだけ少ない数の命題によって残りのすべての命題を演繹することができるとする体系、すなわち、演繹体系である⁽²⁾。その極地は公理体系である。公理的体系においては、公理は任意に選ぶ⁽³⁾が、公理と定理、定理とそこから導出される定理間に厳密な演繹が成立しなければならぬ。この関係を規律するものが論理である⁽⁴⁾。

ところで、論理は、推論の形式を規律する役割を有するにすぎないのであって、推論の実質的内容を付与するものではない。論理の法則はトートロジーともいわれるが、トートロジーは、元来、同語反復、つまり同じことの繰り返しの意味である⁽⁵⁾。演繹論理の法則にのっとった推論は、厳密に分析的であり、それは所与の命題の意味に何ものも付け加えず、単にその前提のなかに含まれているところのものを結論として明らかにするにすぎない。ある命題が所与の命題の意味になにかをつけ加えれば、常にそれは分析的でなく総合的になる。そうすると、もはやその命題から演繹的推論によっては到達されないものである⁽⁶⁾。

(二) 正義推論の論理的処理方法

規範的論議世界においても正しい推論となるための法則——論理的法則が機能していることは、「ヨルゲンセンの

ジレンマ」以来今日ほとんど承認されてきているといえよう。問題は、この領域の推論を分析しうる用具、装置である。

所与の正義推論の論理的妥当性を分析することは、日常言語的な、あるいは、伝統論理学的方法ではこれを正確にはなしえず、記号を用いる現代論理学の方法のみが、このための用具としてよく機能しうる。ところで、外延的タイプの正義推論は、当然に、規範命題間の結合——規範的推論——を内含する。この推論のためには、叙述命題間の推論のために展開された現代数理論理学の諸装置を単に前提しておくだけでは不十分である。規範命題は本来の命題とは異なった思考構成体であるからである⁽⁸⁾。ここであらためて、正義推論を分析するための論理の方法が示される必要がある。このことは、言い換えれば、数理論理学を正義推論に拡張適用するための諸条件を示すことである。ここでは、本稿のために必要最小限の範囲で、正義推論の論理的処理方法を示すことにする。なお、正義推論のためには、法規範および法的推論のための論理としての従来の法論理学が提供してくれているものを超える、新たな観点が導入されねばならないであろう。

1 法規範および規範的推論の論理定式化 正義推論を論理分析するためには、元来日常言語で表現されているこの推論を記号論理の形式的骨組みに乗——論理定式化——せねばならない。正義推論の構成要素は規範命題である。これは次のようにして論理定式化される⁽⁹⁾。

法規範は原則として受規者の行為の基準を示している。例えば、刑法一九九条は「人を殺すべきでない」、所得税法第五条第一項は「所得税を納めるべきである」という行為の基準を示している。これらの規範は、例えば、「一人が他の人を殺す」ということは不作為義務的である⁽¹⁰⁾と、その意味を変えず、文章の構造を変形することによって、一項または二項述語の骨組みにのせて論理定式化される⁽¹¹⁾。その際、法規範の内部構造が分析されるならば、いかなる規範も、規範主体すなわち規範の名宛人、規範の客体すなわち規範によって規律される行為、そして規範繫——これは規範の主体と客体の間を規範的に繋げるものである——から構成されていると言えるから、規範主体と規範客体を

項として取り扱い、例えば、それぞれ「 α 」および「 β 」という変項記号を割り当てることのできる。規範繫は、(1)作為義務、(2)不作為義務、(3)作為權利、(4)不作為權利、などの規範的様相を指示するから、これに、例えば、(1)「 O^* 」(2)「 O 」、(3)「 M^* 」、(4)「 M 」といった記号をそれぞれ割り当てて、それらを述語として取り扱うことのできる。⁽¹²⁾このようにして、あらゆる法規範は二項述語の骨組みにそって論理定式化される。例えば、前述の規範は、「人である」に「 x 」を、「人を殺すことのできる」に「 G 」を割り当てると、次のように論理定式化される。

(1) $\forall x \forall y CKFxGyO^*xy$

この一般的規範から、具体的規範、例えば、「あなたが他の人を殺す、ということとは不作為義務的である」を導出する推論、あるいは、別の観点からみれば、後者の正義判断を前者によって論理的に正当化する推論——これらの推論は規範的推論であるが、本稿の正義推論でもありうるのである——は、右と同様にして、命題論理および述語論理の形成規則に従って論理定式化される。例えば、当該の推論は、「あなた」に「 a 」を割り当てると次のように表現される。

(2) $CKIa \forall y CKFxGyO^*xy \forall y FaO^*ay$

2 規範的推論の計算方法 論理は、右のようにして論理定式化された、規範命題の結合から成る規範的推論の妥当性を吟味(計算)しなくてはならない。この計算の方法は現代法論理学がこれを提供するが、在来の数理論理学の体系の適用可能性との関連で種々の議論、種々の方法が提供されてきている。⁽¹³⁾紙数の関係上、ここで詳しく検討する余裕はないけれども、筆者の見解を最小限示しておくことにする。すなわち、数理論理学の諸装置——変形規則、決定手続、導出手続等——の規範的推論への(拡大)適用は、直接的にしろ、または、原理論理計算の体系を経由するにしろ、可能である、と筆者は考える。その理由は、論理における「真理性」概念は、いわば構文論的真であるからである。⁽¹⁴⁾それは、「仮定された支持可能性の基準との関係で確立された仮定的真」であり、論理の適用される文脈

に応じて拡大される。⁽¹⁵⁾それは「相対的」なものであり、規範的推論のための、計算の機能に対応する「真理性」概念を規定することができるのである。⁽¹⁶⁾かくして、数理論理学における「真である」「偽である」の値は、規範的推論の処理に際しては「支持しうる (qualbar)」「支持しえない (unqualbar)」あるいはまた、「正しい」「正しくない」と解釈することができ。⁽¹⁸⁾この最後の点が「正義」概念の論理的立場づけの問題との関係で特に注目されねばならない。これを検討する前に、規範的推論の計算のために、数理論理の計算体系に付加されなければならない、もう一つの要素について触れておくことにする。この推論は、異なった様相の規範的命題間の結合——例えば、作為義務的規範から不作為許可的規範への推論——を内含しうるので、諸規範的様相間の正しい推論関係を規律する特別の規則を必要とする。フォン・ライトやI・タンメロなどのいわゆる「規範的様相計算」の体系は、これを提供している。⁽¹⁹⁾しかし、この計算の必要性のゆえに在来の数理論理の体系とは別個の「特別の規範論理」が必要である、ということにはかならずしもならないであろう。⁽²⁰⁾規範的様相計算の体系が、数理論理の計算体系に規範的推論への適用の際に、いわば付加的公理体系として付加されるということと十分でないかと思われる。⁽²¹⁾

3 正義観念の論理学的位置づけ 正義推論の論理的処理に際しては、「実定法を測る基準としての正義」の観念が論理の体系のなかでいかに取り扱われるべきかが、一つの大きな問題となる。

結論から先に述べると、私は、それは論理値の位置に位置づけ取り扱われうるのではないかと考える。その理由を以下に述べていくことにする。まず、当該の正義観念は、所与の法規範についての肯定的または否定的判断として立ち現われる、ということが注目されるべきである。当然のことながら、この判断は価値判断であり、正義は価値として機能する。そこで、この正義判断をある事実(法則)についての判断(以下事実判断と呼ぶ)と、その構造を例文によって比較してみる。⁽²²⁾

(3) 「人は他人を殺すということを自制すべきである」ということは正しい。(正しいくない)

(4) 「鉄を熱すれば膨張する」ということは真である。(真でない)

この比較から言えることは、両者の文章構造上の同一性と「判断」であるという共通性である。正義判断(3)における「正しい」・「正しくない」は、事実判断(4)における「真である」・「真でない」と文章構造上同じ位置にある。したがって、後者が論理値として取り扱われているならば、これとの類比によって当該の正義の価値も論理値として取り扱われうる筈である。この処理の根拠は、前述の「相対的」な価値概念からも裏打される。また、外延的タイプの正義推論の論理的処理のためには、この方法こそがよく適合する、という理由をも述べておきたい。この方法では、実定法を評価する基準としての正義は、「正しい」と(判断)される諸規範の集合としてあらわれうるからである。この関連で、レーディックの「外延的価値」という概念が、この理由を補足説明するであろう。すなわち、当該の正義の価値の外延は、集合論のおよび論理的概念構成に依拠して、その観念の下で肯定的に評価される規範の集合でありうるのである。⁽²³⁾

しかし、正義の価値を論理値として取り扱い、かつ二値論理の骨組にのせる右の処理が許されるためには、次の二条件が承認される必要がある。第一に、正義推論の論議世界で「正」と「不正(非正)」との二値的關係が成立しうる必要がある。もし「正」でも「不正」でもない第三の値が意味をもつならば、三値論理の体系を適用する必要がある。しかし、法の少なくとも国内法の領域では適法か違法、有効か無効のいずれかであり、法を評価する正義判断においても、「正しい」と肯定されるか、さもなければ「正しくない」と否定的に評価されるかのいずれかであり、二値的關係が成立しえているのではあるまいか。⁽²⁴⁾このことは、係争に結着をつけるべき法の機能の帰結と思われる。

第二に、正義判断の基準が一定していることが必要である。論理の要求されている論議世界内にかぎり、これも肯定されよう。このことは、一見、正義判断の主観的性格という本稿も立脚するテーゼと矛盾するかのようであるが、そうではなく、所与の正義推論の論理的首尾一貫性が問題になっているならば、そのかぎりでは、その論議世界内においては、判断の基準が一定であることが前提されているのである。⁽²⁵⁾

- (1) Cf. Irving M. Copi, *Symbolic Logic*, 1954, 3ed. 1967, 177.
- (2) Cf. *Ibid.*, 178.
- (3) 坂本百大・坂井秀寿『現代論理学』(一九六八年)七六頁。
- (4) Cf. I. Copi, *Ibid.*, 190 f.
- (5) Hans Reichenbach, *The Rise of Scientific Philosophy*, 1951. 市井三郎訳『科学哲学の形成』二二七—二二九頁参照。坂本・坂井前掲六頁参照。
- (6) Arnold Brecht, *Political Theory*, 1959, 55.
- (7) Cf. Jørgensen, *Implicatives and Logic*, *Erkenntnis* 288 ff.
- (8) 平良・吉野「法論理学の意義および課題と方法」『法学研究』四五巻七号一一頁参照。
- (9) 本稿では、イ・タンネロの方法に従って論理定式化しよう。
- (10) イ・タンネロ著平良・吉野訳『法論理学の原理と方法』(一九七二年)九〇—九二頁参照。
- (11) 前掲九二頁参照。Cf. I. Tammelo, *Outlines of Modern Legal Logic*, 1959, 80; cf. *id.*, *Rechtlogik und materiale Gerechtigkeit*, 1971, 36.
- (12) 前掲一三三—一三四頁参照。
- (13) 以下「平良・吉野」前掲一〇—一四頁を参照せよ。また参照 II. Wagner-K. Heng, *Die moderne Logik in der Rechtswissenschaft*, Berlin-Zürich 1970; G. Kalinowski, *Einführung in die Normenlogik*, Frankfurt/M. 1973 (Übersteet von W. Klein von Introduction a la Logique Juridique, Paris 1965), 50-135; Jürgen Rödig, *Über die Notwendigkeit einer besonderen Logik der Normen*, in: *Rechtstheorie als Grundlageneissenschaft der Rechtswissenschaft*, Jahr Buch für Rechtssoziologie und Rechtslehre, Bd. 2, 163-173. 以下「特別の規範論理の必要性について」『明治学院論叢』二二八号八九—一〇四頁。
- (14) 数理論理の体系の直接適用と原理計算の体系を經由する方法とをこのように同列においたのは、後者は前者の可能性を実質的には前提にしてゐる筆者は考えるからである。参照 平良・吉野・前掲四—一八頁。
- (15) この関連で、われわれは真理論の著者アーコンスから得るイ・タンネロの「真理型」概念(Cf. Alfred Tarski, "Der Wahrheitsbegriff in den formalisierten Sprachen", *Studia Philosophica* I, Leopoli 1935, 257-279) を認識するべきであらう(Cf. J. Rödig, *op. cit.*, 172) である。論理的な真の問題を模範可能な区別するべきである(Cf. Rödig, *op. cit.*, 170. 前掲一五—一〇〇頁) である参照。坪内隆夫「規範の正当化と論理」『人文科学雑誌』一五(一九六八年)一九三頁。
- (16) Cf. I. Tammelo, *Outlines of Modern Legal Logic*, 87.

- (17) Cf. Rüdiger, *op. cit.*, 171f. 吉野一頁10頁参照。
- (18) Cf. R. Schreier, *Logik des Rechts*, 1952, 26 f.; cf. I. Tammelo, *Rechtstheorie und materiale Gerechtigkeit*, 36.
- (19) Cf. von Wright, "Deontic Logic" 60 *Mind* (1951) 1-15. I. Tammelo, *Outlines of Modern Legal Logic*, 89-96. van n. H. de Jongh, *「法論理の原理と方法」* 九〇—一〇一頁。
- (20) Cf. J. Rüdiger, *op. cit.*, 吉野一頁「特別の規範論理の必要性について」全体を参照されたい。
- (21) 規範的様相計算の体系と数理論理の体系、とりわけ述語論理⁽²¹⁾、⁽²²⁾のうちに組込まれていくが、これからの法論理学の研究すべき一つの課題であろう。
- (22) 本稿では以下において常に正義推論および推論を事実判断および推論と対比するという手法をとっているが、それは両者の文章構造上の同一性が認められるからである。⁽²³⁾「正義」は、普通法、普通法教授（『新版法哲学辞典』全三巻一巻117頁参照）、法学教授（法学前編一七六頁参照）を意味する（R. M. Hare, *The Language of Morals*, (1952) London - Oxford - New York 1970, 17-21.）により示唆を受けた。
- (23) これに代わる方法は、正義の概念を述語（十）として処理する方法である。⁽²⁴⁾しかし、この方法では正義の概念は性質として記述されるから、内包的正義推論の処理には適するかもしれないが、本稿の外延的正义推論の処理にはかならずしも適当ではない。この方法は内包的正義推論との関連で別稿で検討するつもりだ。
- (24) Cf. J. Rüdiger, *op. cit.*, 169. 吉野一頁一六九頁参照。
- (25) この点に関連して、本稿の学命報告（一九七四年十一月於都立大学）の際に大橋教授より御指摘いただいた点が重要である。論点は、一実定法を評価する基準としての正義に関するものであり、「より正しい」「より正しい」ということも問題になりうるから、かならずしも単なる正と不正の二値的関係に留まらなければならないが、これをどう処理するか」との点に当たったと思われる。たしかに（実定法を評価する基準としての）正義にも程度（Grade）というものが考えられる。しかし、それは「正しい」と判断された規範間の比較の問題であるから、本稿の正と不正の二値論理的処理の障害とはならないと思われる。御指摘いただいた正義の「程度」の論理的処理方法については「比較される二つの規範を交換（ x および y)」 y 「 x は y より」より正しい」と関係する（論議）として取り扱おう。一階上の述語論理によって処理すべきこととなるかと思われ。
- (26) しかし、正義判断が本質的に主観的性格をもつということは、論理的妥当性の成立する範囲が、判断者の一定の主観的レベル、あるいは、同一の判断基準をもつ者のレベルなどのきわめて狭い範囲に限定されることを意味する。しかし、この関連で、各判断者の正義判断の基準が異なること、あるいは、判断者の判断基準が変化したことが、論理を前提にしているためで認識されうる、ということが留意されるべきであろう。形式的首尾一貫性を維持しようとして、しかも矛盾する判断が提出されたとき、判断基準が変化したことが判明するものである。

四 検討——論理分析と批判

第二節で明らかにされた演繹主義的な正義理論の有する推論の型を、前節に示された方法によって論理分析し、その擬似演繹的性格を明らかにするのが本節の課題である。

既に、ヘアーは、若干の自明な第一原理から出発して特定の諸々の義務を導出する倫理学説を倫理的「カルテジアン」として批判している。⁽¹⁾彼の批判は、自明な原則は分析的でなければならないが、具体的状況に適用可能な基準を導出することができるためには、それが具体的事実命題と結びつくことによって、その自明性を失う、という点に向けられている。⁽²⁾その批判は正当であるが、それが主として前提の「自明性の喪失」という点に焦点が向けられている点および非記号的な論理分析である点で、一つの限界があるように思われる。ここでは、倫理的「カルテジアン」の場合を含めて、あらゆる演繹主義的な正義理論が用いざるをえないところの、第二節において明らかにされた「一般的抽象的規範（正義判断）命題から特殊の具体的規範（正義判断）命題を導出する推論」「自体を批判の対象とする」の種の推論は、前提が抽象的で内容に貧しいのに対し結論が具体的に内容豊かであるから、前提から結論を導出する際に実質的内容付与の操作を伴わざるをえず、前節の演繹的分析的性格と機能の観点からみて（ヘアーの批判の根拠もこの点にある）、⁽³⁾論理的演繹の範囲を超えるものであることが推察される。ここでは、ヘアーに示唆されるとともに、この推論の擬似演繹的性格を前節によって示された記号論理的処理方法によって吟味することにする。その際、正義推論を事実推論と対比するという手法を用いる。

一般的抽象的規範命題（正義判断）から特殊の具体的規範命題を導出する推論の論理的性格を、人格主義的な世界観（的正義判断）から出発して、より特殊の具体的規範（正義判断）を正当化する推論の中に一つのモデルをとり、この推論モデルの論理分析をすることによって明らかにする。例えば、その一局面では次のような推論がありうるで

ある。すなわち、「人の人格を侵害すべきではない」ということは正しい」から「あなた(太郎)は人を殺すべきではない」ということは正しい」を導出する推論(言い換えれば、後者を前者によって正当化する推論)である。この推論の論理構造を分析する。

「人である」に対し「F」「人の人格を侵害することである」に対し「G」「不作為義務的である」に対し「O」、
「太郎」に対し「a」、「人を殺すことである」に対し「G」をそれぞれ割り当てなければならない。前提と結論は(5)および(6)のように、この推論の形式的構造は(7)のように、それぞれ論理定式化される。

- (5) $IlxlyCKFaGyO^{\circ}xy$
- (6) $lyCKFaGyO^{\circ}ay$
- (7) $ClxlybCKFaGyO^{\circ}xylybCKFaGyO^{\circ}ay$

この推論は、事実推論と同一の形式的構造を有する。ここでは、「物体を熱すれば膨張する」ということは真である」という「より」般的抽象的事実(判断)命題から「この鉄を火に入れば膨張する」ということは真である」という、より特殊の具体的事実(判断)命題を推論する例がモデルとしてあげられる。「物体である」に対し「F」、「熱することである」に対し「I」、「膨張させられる」に対し「J」、「この鉄」に対し「a」、「火に入れることである」に対し「I」をそれぞれ割り当てるならば、この推論の前提および結論、そして推論の形式的構造は、次の(8)・(9)および(10)のように、それぞれ論理定式化される。

- (8) $IlxlybCKHxlyJxy$
 - (9) $lybCKHxlyJxy$
 - (10) $ClxlybCKHxlyJxylybCKHxlyJxy$
- 「(8)・(9)の推論」と(10)を比較すると、述語が異なるだけ、その形式的構造は全く同一であることが確認される。

右の二つの推論は、直観的には、実質的に正しい推論のように、あるいはみえるかもしれない。しかし論理的手法によつて分析すると、論理的に妥当でないことが判明する。これを証明する。

(11) $ClxlybCKFaGyO^{\circ}xylybCKFaGyO^{\circ}ay$ の妥当でないことの証明:

反例をあげるこゝによつて証明する:

Domain を {1, 2, 3, 4, 5} とすると、

$Fx: x \geq 3$

$Gy: 3 \leq y \leq 4$

$O^{\circ}xy: x \geq y$

$Gy: y \geq 4$

$a: 3$

以上の場合において、吟味さるべき式は前提に Ilx 、結論に Fa をとりうる。ゆえに当該の式は妥当でない。証明終り。

当該の事実推論も同様にしてその非妥当が証明される(証明は省略)。かくして、この種の一般的抽象的(規範または事実)命題から特殊の具体的(規範または事実)命題を導出するタイプの推論は、論理的に妥当でない。したがって、この種の正義推論は、演繹的にはみえるが、実は演繹的でない、すなわち、擬似演繹の性格を伴わざるを言わなければならない。

ところで右の二つの推論が直観的には正しい推論と感じられるのは、われわれが暗黙のうちに、最初的前提に付け加えらるべき別の前提(付加前提)を承認しているからである。当該の正義推論においては、それは「人を殺すことは人の人格を侵害することである」であり、当該の事実推論においては「火に入れることは熱することである」である。

これらが承認されると、この推論は、いわゆる省略推論となつて、論理的に妥当となる。これらの付加さるべき前提

- (1) $IljCGjGy$
(2) $IljCljly$

これらの前提の付加された推論は、(4)および(5)のようになる。これそれぞれ論理定式化されよう。

- (4) $CKlxllyCKFaGjO^oxyljyCGjGyllyCKFaGjO^ox$

- (5) $CKlxllyCKlxllyjlyllyCljlyllyllyCKlxllylly$

推論(4)は論理定式化規則(4)の形式である。その証明は次の通りである。⁽⁵⁾

- (6) $CKlxllyCKFaGjO^oxyllyCGjGyllyCKFaGjO^ox$ の妥当であることの証明：

1. $IlxllyCKFaGjO^ox$	$\therefore IljCKFaGjO^ox$
2. $IlxCGjGy$	
3. $KFaGj$	A.A.
4. $IljCKFaGjO^ox$	1, U.I.
5. $CKFaGjO^ox$	4, U.I.
6. $CGjGy$	2, U.I.
7. Gj	3, Extr.
8. Gy	6, 7, M.P.
9. Fa	3, Extr.

10. $KFaGj$	9, 8, R.C.
11. O^ox	5, M.P.
12. $CKFaGjO^ox$	3-11, C.P.
13. $IljCKFaGjO^ox$	12, U.G.

推論(6)の妥当性も同様にして証明されうる(証明は省略)。以上の分析によつて、この種の推論は、付加的前提が承認され付加されるならば妥当な推論となるが、そうでなければ演繹推論として成立しないといえよう。

最後に、この付加さるべき前提の性質——その支持可能性の問題——を考えてみる。それは、事実推論においては事実命題であり、なんらかの意味において事実との対応関係を吟味しうるので実証されうるか、少なくとも反証可能であるから、間主観的に定立されうる。これに対し、正義推論においては、それは一つの価値判断命題であつて、事実との対応関係を吟味することができず、究極的には、判断者の主観的な決断によつて定立されうるにすぎない。⁽⁶⁾したがつて、経験科学の事実推論においては、無数の前提を付加し、複雑詳細な演繹的体系を間主観的に構築することが可能であるに対し、正義推論においては、一般的抽象的規範(正義判断)から特殊的具体的規範(正義判断)の導出の際に主観的な価値判断を付加していかなければならない。ゆえに、演繹的体系は複雑な形では構築されえないと言わなければならない。⁽⁷⁾純粹に演繹的推論として成立するのは、全称例化⁽⁸⁾などのかかなり単純な推論形式にかぎられるのでないかと思われる。所与の正義理論が、いわば上から下へと導出する演繹主義的体系を試みている——例えば近世の自然法論(フーフエンドルフ)——とすれば、それは無意識かつ暗黙のうちに、体系化する者の主観的な価値判断を忍び込ませて、実質的に規範を創設していつているのであり、論理的・演繹的推論からは逸脱しているのである。かくて、このような理論が、演繹的体系として主張され、あるいは、その外見を呈するとすれば、それは、まさに誤

似演繹的推論を用いた擬似演繹的理論と言わなければならない。⁽⁹⁾ また諸法的正義 (あるいは価値) 判断の論理による公理的体系化が構想された——例えばラードブルフ——ならば、論理はかえってその困難なることを証明する、と言わねばならない。正義判断基準の演繹主義的体系化の方向で、正義推論における論理的・演繹的方法の役割を期待することはかならずしも適切ではないのである。⁽¹⁰⁾

- (1) Cf. R. M. Hare, *The Language of Morals*, London - Oxford - New York (1952) 1970, 39-41. 彼は「*if*」のような理論はデカルトが経験科学について構想したものと全く同じで、同様に幻想に属するものである。
- (2) *Ibid.*, 39 f.
- (3) Cf. *ibid.*, 32.
- (4) 個々の実際の正義推論、例えば、前述のブーフィンドルフの行った推論の例を分析していくこともできよう。しかし、*ibid.*はこの種の推論に特徴的なモデルを設定し、それについて論理構造を示すことにした。その方が解りやすいと考えたからである。この例に関して適用された方法およびその結果は、他の諸推論事例にも同様に適用され、適合する。
- (5) この証明方法およびその省略符号については、タンメロ著・平良・吉野一訳前掲書五三、五六一五七頁参照。
- (6) 経験命題 (事実命題) と倫理命題 (価値判断命題) とのこの重要な差異については、参照、松本隆夫「倫理と哲学」岩波・永井・沢田編『現代哲学入門』四三三頁。
- (7) もとより、付加前提を別の規範 (正義判断) 命題から論理的に導出し、それによって正当化すること、原理的には不可能でないが、その際さらに別の価値判断を付加せざるを得ないであろう。推論の構成要素となる前提としての規範 (正義判断) 命題が事実との対応によって正当化すべき以上、無数の主観的価値判断を付与していくか、仮説的に仮定せざるを得ず、演繹体系としての実際上の意味を失うのである。
- (8) 全称例化は、全称命題から単称命題を導出する推論である。これも一般から特殊への推論であるが、これが論理的に妥当であるのは、導出された単称命題が前提としての全称命題のなかに含まれているからである。
- (9) *ibid.* 批判された演繹主義は、少数の原則に多数の特殊の具体的規範 (正義判断) を還元する試みであるから「還元主義 (reductionism)」の側面もある。ブーフィンドルフは「*reduction*」を「*Scientific Reduction and the Essential Incompleteness of All Science*」 in: *Studies in the Philosophy of Biology* (ed. by E. J. Ayala, T. Dobzhansky), 1974, 12-13で経験科学に還元主義 (reduction) は「同情的見解を示している」。彼によれば、科学者には「還元主義者」は「*reductionist*」な者であり、還元主義者として成功しなかつた場合「*reductionist*」誤謬にいたる過程で「われわれが得るかもしれない多くの興味ある予期しない結果は、最大の価値を有する」からなる (Cf. *ibid.*, 260 f.)。私

はホーバーのこの見解に反対ではない。自然科学の理論においても、このことはなほどこか言えるかもしれない。近世の自然法論や概念法学の演繹主義的あるいは還元主義的体系化の試みが、法学に帰したところもあることを、私は否定するつもりはない。私は、ただ正義理論の領域では、その種の体系化における推論は、論理的演繹的推論としては成立しないということを、そしてその体系化は、価値判断付与による実質的に規範を創設する作業にはかならない、ということを指摘するにすぎない。論理的でないものが論理であるように主張されたり、誤解されたりするならば、それは有害となる。

- (10) 以上の検討は、正義の基準が正しい規範として提示される外延的タイプの正義推論に関してなされたが、正義の基準が定義 (風性記述) の形で提示される内包的タイプの正義推論に関しても、その擬似演繹的性格は言いうると思われる。後者の検討は正義の意味論的問題を扱う別稿に委ねる。
- (11) 本稿での正義推論は規範命題から構成されているので、以上の分析は、実定法の解釈論の推論にも適合するであろう、ということも付言しておきたい。

五 正義推論における演繹的方法の役割

最後に、第四節までの考察の成果に基づいて、正義推論における演繹的方法の真の役割がどこにあるか、考察をこなう。ここでも、正義推論と事実推論とを対比することによって考察する。

経験科学の推論は帰納的であると言われる。⁽¹⁾ 決して自明な一般原則から個々の具体的真理が導出されるのではなく、個々の経験的事象についての分析と判断から、より一般的な法則が、いわば下から上へと発見されていくのである。

このことは、正義推論においても同様の事情でなければならぬ。普遍的正義の基準を示してそこから特殊の具体的判断基準を導出するのではなく、個々の特殊の具体的判断の集積から、より一般的な正義判断が、いわば下から上へと定立されていくのである。⁽²⁾ 例えば、ブーフィンドルフの自然法論においてすら、諸々の自然法原則は、自然法の根本原則からの演繹によってではなく、一歴史的研究と経験によって内容的に見出された⁽³⁾ のであるといえよう。ところで、逆説的のようであるが、演繹的方法は、この個々の経験から一般原則へと探究する推論のなかで、つ

まり下から上へと向う帰納的方向の推論のなかで、実はその真の役割を演じうるのである。

カール・R・ポパーがその著『科学的発見の論理』⁽⁴⁾で示したところによれば、従来、経験科学の推論が帰納法であるとされてきたけれども、普遍命題は帰納によって決して証明できないのであり、帰納的とされている方法は、演繹的方法として、より正確に言えば「テストの演繹的方法」として説明されうる。⁽⁵⁾しかも、「理論は決して経験的に実証できない」⁽⁶⁾のであり、「体系の実証可能性 (verifiability) ではなく、反証可能性 (falsifiability)」⁽⁷⁾が問題にさるべきである。ポパーの考える方法は、いわば「反証による仮説演繹法」⁽⁸⁾である。彼によれば、理論においては命題間に演繹関係があるが、この演繹関係のより高次のより一般的な言明は、より低次のより一般的でない言明の反証によって反証される。⁽⁹⁾「この反証の推論様式は……伝統論理学の否定式 (Modus Tollens) である」⁽¹⁰⁾。この推論構造は、命題論理によれば次のように論理定式化されうる。

(iv) $C(K)pq \vdash p$

すなわち、体系 p 内において演繹される結論を q とすると、 p ならば q が成立する、しかるに q が否定されるならば p もまた否定される、という推論様式である。⁽¹¹⁾反証による仮説演繹法は、このようにして、一般的原则や理論を、演繹体系を用いて導出された特殊の具体命題の観察や実験による反証テストを通じて、吟味、確認していく方法である。演繹的方法は、これらの場合において、 p という体系内、 q の導出、そして q の反証から p を反証する推論において役割を演じている。ところで、右の経験による反証テストで肯定的判断が下されても、それはその理論をただ暫定的に支持しうるにすぎない。なぜなら、次のテストで否定的判断が下されたら、いつでもそれは覆えされるからである。もし、ある理論、あるいは、ある原則が右の諸テストに耐えているならば、そのかぎりでは、それは「耐力の証しを立てた (proved its mettle)」⁽¹²⁾——以下この用語を用いる——ということができよう。

右に見たポパーの反証による仮説演繹法は、社会科学の推論にも、法学的推論にも、そして正義推論にもあてはま

るのではないか、というのが筆者の考えである。右で理論と表現された部分を「より一般的な正義判断 (命題)」と置き換えてみると、次のように述べることができる。われわれは、個々の法的な諸体験から、より一般的正義判断 (命題) (p) を仮説的に定立する。そして、その「耐力」をそこから論理的に演繹される単称命題 (q) において吟味し、もしそれが否定される場合 (q) には、前提としてのより一般的正義判断 (命題) を否定する。当該の具体例が否定されない場合 (q) は、前提としての一般的正義判断 (命題) は、さしあたり耐力の証しを立てたということになる。このようにして試行錯誤的に、より耐力を有する一般的な正義の原則が、個々の法的諸体験から、演繹的方法を用いて、下から上へといわば帰納的方向で設定されていくわけである。法的実践における現実の正義推論は、意識されるか否かは別にして、実際は右の推論構造を有しているのではないであろうか。⁽¹³⁾正義推論において、演繹的方法は、右の帰納的方向での推論のなかで、反証による仮説演繹法としてその真の役割を演じるのである、と言えるのではあるまいか。

なお、反証による仮説演繹法は、正義判断の意味論的支持可能性の吟味の点においても、本来の、健全な正義推論を可能にする方法であるといえる。というわけは、第一に、この方法では、所与の正義推論の要素命題の支持可能性の吟味が、普遍的抽象的レベルではなく、個別的、具体的レベルでなされるからである。主観的な (私にとつての) 正義判断は、特定の状況における具体的ケースにおいてこそ、確信をもってなされうるであろう。第二に、その支持可能性の吟味が反証という形でおこなわれるからである。「正しい」と肯定的に判断するよりも、「正しくない」と否定的に判断する方が、容易にかつ確信をもってなされうるであろう。⁽¹⁴⁾

しかし、ここで、正義推論において反証による仮説演繹法の果しうる役割の限界について、言及がなされねばならない。この演繹的方法が正義推論において果しうる役割は、自然科学において果しうる役割に比べてはるかに限定されているのである。というのは、価値判断命題の付加という前述の理由⁽¹⁵⁾からして、演繹体系が、自然科学の場合のよ

うに複雑詳細な形で提供されえず、比較的単純な形でしか提供されないからである。第二に、価値判断（命題）の間主観的支持可能性の保証がないという同様の理由から、吟味された一般的正義判断（命題）の普遍化の点で限界が課せられる。すなわち、仮に所与の単称命題の反証テストの結果から、所与の一般的正義判断命題が反証され、あるいは、耐力を得たとしても、それは、あくまで判断者の主観的判断基準のレベルにおいてそうであるにすぎないのである。⁽¹⁷⁾ 論理は、ある人の主観的レベルで吟味された正義判断命題の支持可能性を、他の人のレベルまで、更には多数人のレベルまで、かくして普遍的レベルにまで押し進めることはできない。論理的演繹関係が成立する範囲は、同一の論理値の基準が妥当する範囲にかぎられるからである。一つの正義判断が別の人にも妥当するためには、その別の人の判断基準でそれが吟味されねばならない。一つの規範がある集団で妥当するためには、その集団の価値判断による承認を要す。かくて、普遍化の過程では、価値判断が、意思決定が、決定的意味をもつことが明らかである。⁽¹⁸⁾

右の二点において、正義推論において演繹的方法の果たす役割は限界があるけれども、そのことはこの方法の役割を決して無意味にするものではない。その理由として、第一の点に関しては、元来、日常的に行なわれる正義推論における演繹関係の範囲と態様は比較的狭く単純なものであり、全称例化やバルバラ式などの単純な形の演繹を用いる反証による仮説演繹法を用いて、法的諸経験のなかから、個々の法規範という形で、一つの正義判断命題が、下から上へと、より特殊からより一般へと設定せられてきているのだという事実を示唆できる。第二の点に関しては、個人のレベルから一般のレベルへの普遍化の過程では、各レベルにおいて、反証による仮説演繹法によって、より一般的正義判断命題の吟味・確認がおこなわれ、また、異なる主体間の相互の討論の首尾一貫性と判断基準の差異の確認を可能にするために、⁽¹⁹⁾ 論理が機能しているといえるのである。

論理的、演繹的方法は、以上見てきた意味において、形において、そして範囲において正義推論にその役割を演じうるのではないであろうか。

- (1) 坂本百大・坂井秀寿『現代論理学』（一九六八年）二二頁参照。
- (2) 論理的判断や規則の、経験的それと類似した下からの正当化のあることについては、村上隆夫「論理と哲学」岩崎・永井・沢田編『現代哲学入門』4 三三—三六頁参照。
- (3) 和田小次郎『近代自然法学の発展』（一九五三年）一〇二頁。
- (4) Karl R. Popper, *The Logic of Scientific Discovery*, London 1959, 3rd 1962.
- (5) *Ibid.* 38. 大内義一・森博弘『科学的発見の論理』（一九七一年）三四頁。
- (6) *Ibid.* 48. 大内・森沢前掲四八頁。
- (7) *Ibid.* 大内・森沢前掲四九頁。
- (8) 仮説演繹法については、参照、坂本・坂井・前掲三二—三三頁。
- (9) Cf. K. R. Popper, *op. cit.* 75. 大内・森沢前掲九一—九二頁参照。
- (10) *Ibid.* 76. 大内・森沢前掲九二頁。
- (11) Cf. *Ibid.* 大内・森沢前掲九三頁参照。なお、松下教授が「行動の条理としての論理」（佐藤俊夫編『倫理学のすすめ』）のなかで述べておられる「帰納法」も推論形式に関するかぎり、本ページのいう「この推論形式（Modus Tollens）と同一になるかと思われる」。
- (12) *Ibid.* 33. 大内・森沢前掲三八頁。
- (13) 判例法のシステムにおける法的推論は、このような推論を内含すると思われるが、成文法国家においても、立法や法の解釈の際に、このような推論が暗黙裏に行なわれているのではあるまいか。
- (14) 価値主義主義の立場に立脚すれば、ケルセンの言っているように、私に、どの「正義判断をなすべきか」のまじあう（参照、H. Kelsen, *What is Justice?*, 24. 京都府立大学「ケルセン・正義とは何か」『法律雑誌』三九巻「二・三」号七〇九頁）。
- (15) 16 聖道（P. ニュウマン・カーンの「不正と正義」）（The sense of injustice）という考え方が参考にならう（参照、Edmond Cahn, *The Sense of Injustice*, New York 1959, 11-27. 西村克彦訳『正義論』『青山学院論集』三三巻「号」三三九—三五一頁）。
- (16) 本稿第四節参照。
- (17) 例えば、ある人の正義推論において耐力の証しを立てた「すべての人にとって、彼の意思に反して生命を絶たれる」ということがあつたならば、なにより一般的な正義判断（命題）は、その人にとつてのみ「すべての人に守らるべき規範づけ」ことが承認されたにすぎないであろう。このことは、この規範が他の人々にも妥当する間主観的支持を得ていることにはならない。
- (18) ある社会で効力をもつ一般的規範が成立したのは、その社会の構成員による——多くの場合、多数を形成する構成員による——意思決定に基づく。法規範も、このようにして、一定の多数者の意思決定の所産として創設されていく。

(19) 本稿第三節注(26)參照。

六
む
す
び

本稿は、論理的・演繹的方法の、正義の諸基準を導出する推論、すなわち、規範的正義論——碧海教授の用語法に從えば、「規範的法価値論」——において果す役割を取り扱ったのである。それでは、分析的正義論——「メタ法価値論」——においては、論理的・演繹的方法は、いかなる役割を演じうるのであろうか。最後に、この問題に若干のコメントを付与することによって、与本稿のむすびにかえることにする。

分析的正義論において論理の果す役割は、分析の用具としての役割につきる。論理のこの役割は極めてすぐれている。論理は、合理的、間主観的、しかも鋭利な、思考の分析用具として、他に類例をみないほど有効に機能する。所与の規範的正義論の推論の論理構造を分析し、その論理的妥当・非妥当を判定することが、それはできる。⁽³⁾ 仮に所与の正義推論が論理の枠からはみ出ている場合には、論理は、それがどの点ではみ出しているかを明らかにし、その推論において暗黙のうちに前提とされた、あるいは、明示的前提として付け加えらるべき付加前提を明らかにして示すことが⁽⁴⁾できる。この、論理の付加前提発見のために果す役割については、アーノルド・ブレヒトが、その著「政治理論」において、レオン・デュギーの正義論の分析を例として、伝統論理的な手法で試みて示しているところであるが、⁽⁵⁾私が、本稿において、記号論理としての現代法論理学の手法によって、例示しているところでもある。⁽⁶⁾なお、正義理論における付加前提は価値判断（命題）であることが多いから、論理は、所与の正義推論における隠された価値判断や世界観を明らかにして示すことができる。論理は、所与の推論の構造を、それを構成するすべての要素命題にまで明示的に正確に分析して示すから、価値判断の部分ばかりでなく、これと区別して、事実判断の部分⁽⁷⁾を明示するためにも機能することができるのである。

右にみた論理的・演繹的方法の鋭利な分析の用具としての機能は、再び規範的正義論自体においても、その効果を發揮する。それは、正義をめぐる論議と探究をより、間主観的たらしめるのに役立つのである。論理は、正義をめぐる推論や論議における事実判断の部分と価値判断の部分とを区別して明示することによって、一方において、事実判断の部分について、経験科学に訴えることによってその推論や論議の間主観性を増すことを可能にし、他方において、価値判断の部分について、隠されているものを明示することによって自由な反証の可能性を開き、それによって、やはりその間主観性を増すこと⁽⁸⁾に役立つのである。またそれによって、自由な選択の可能性が開かれる。最後に、論理が思考の首尾一貫性を保証するという、当然の、最も本質的な役割に触れておかなければならない。かくて、論理的・演繹的方法は、正義推論において、明晰な討論と自由な選択を可能にし、より間主観的な探究を可能にし、誤りを避けた、より健全な首尾一貫した思考の形成に帰与することができるのである。

このように見えてくると、正義に関して、論理の果す役割は、決して低く評価さるべきではない、ということができるところではあるまいか。

- (1) 碧海純一『新版法哲学概論』全訂第一版、二七四頁。
- (2) 前掲二七四頁。
- (3) 同じこの点に關して、ナスツの推論の受諾・非受諾が論理上の「決定的」決定かどうかとはちがふこと、どういふのが *Entscheidungsproblem* と呼ばれるかについては、二項以上の述語論理の決定問題について肯定的解答を證明している (Cf. A. Church, "A Note on the Entscheidungsproblem", *Journal of Symbolic Logic*, 1 (1936) 101 ff.)。これは現代論理の一つの限界である。しかし、この限界を多大視すべきではない。決定手段がないような式についても、われわれは証明方法と有する。そして、正義推論において成立する演繹的推論のタイプは、その妥当性が疑明でないほど複雑な形ではないと思われるからである（第五節參照）。
- (4) 平良・吉野「法論理学の基礎および課題と方法」『法学研究』四五巻と号三八頁參照。
- (5) Cf. Arnold Brecht, *Political Theory*, Princeton 1959, 128-130.
- (6) 本稿第四節參照。
- (7) 倫理的領域における競争も、実は事実判断に対する競争から成り立っている部分が大きき……この点については、アイヤー(A. J. Ayer, *Lan-*

guage, Truth and Logic, (London 1936) 2ed. 1946, 21. 吉田寛義訳「三四—三三三頁」およびスティーヴンソン (C. L. Stevenson, "The Nature of Ethical Disagreements", in: *Id., Facts and Values*), 6頁「p. 10-11」が参考になる。なお、著者「論理の動機」(1933—1934年) を読むと下「規範文の正当化と論理」『人文科学紀要』15 (一九六八年)「一七三頁」参照。死刑廃止論と存続論との論争にしても、死刑を廃止した方が凶悪犯罪が増えるか否かの事実判断についての争いである部分が多いのではないかと。

(8) 間主観的な論議と批判(反証)の可能性を追求していくことが、科学の客観性を保証する道である、とするテーゼ(ポパー「證憑のテーゼ」——参照、碧海・前掲二五六—二六五頁、および同『合理主義の復権』(一九七三年)「二六九—二七五頁」)は、正義推論に関してもあてはまるものがあるまいか。もちろん、所与の正義判断の意味論的支持可能性の点で、常に限界を有することに留意した上でではあるが。

(あとがき・本稿は、特集テーマ「正義」の下に行なわれた日本法哲学会一九七四年学術大会(於都立大学)の報告の原稿に、筆者の留学先ザルツブルクにて加筆したものである。報告をまとめるに際して、K・R・ポパー教授、I・タンメロ教授、碧海純一教授、杖下隆英教授ならびにJ・レーディック教授の二著作から教えられたところが非常に大きかった。特に記してその学恩に深甚の謝意を表したいと思う。)

(明治学院大学助教授)

正義・自由・平等

——ジョン・ロールズの「公正としての正義」論再説——

田中 成 明

はじめに

一 方法論的特徴

(一) 正義論の性格とその正当化手続

(二) 「善」と「正」、社会的基本善

二 始原状態 (original position)

三 正義の二原理

(一) 平等な自由原理と自由の優先ルール

(二) 区別原理 (difference principle)

おわりに

は じ め に

古来、正義の名の下に政治社会における諸々の価値・利害の調整・配分の在り方をめぐって実に様々のことが要求され正当化されてきたが、いつの時代においても人々は他人の主張する正義を疑い批判しながらも、自分の正義を主張することにおいては甚だ熱心であった。このような社会的正義をめぐる議論の状況は、社会的公正の確保というところが政治的立場の相違を超えて異口同音に政治目標として唱えられ、巨大な国家その他の公的権力機構の存在と社会